

## 諮問事件第54号

「西部児童相談所における、〇〇に関する平成〇〇年〇〇月〇〇日以降の児童記録及び支援記録、その他一切の資料（同資料には平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇に〇〇が入院して以降の同人に対する同相談所の対応が記載されている。）」の個人情報部分開示決定に対する審査請求に係る答申書

群馬県個人情報保護審議会

## 第1 審議会の結論

群馬県知事の決定については、別表の「開示すべき部分」に掲げる部分を開示すべきである。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 個人情報開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号。以下「条例」という。）第12条第1項及び第2項の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、令和元年11月15日付けで、「西部児童相談所に〇〇おけるに関する平成〇〇年〇〇月〇〇日以降の児童記録及び支援記録、その他一切の資料（同資料には平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇に〇〇が入院して以降の同人に対する同相談所の対応が記載されている。）」について、請求人の子（以下「本児」という。）の個人情報とし、その法定代理人として開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、令和2年2月12日に、本件請求に係る個人情報を、西部児童相談所における〇〇の児童票に記録された個人情報（以下「本件個人情報」という。）と特定した上で、当該個人情報の一部が条例第13条第2号、第3号、第7号ハ及び第8号に該当するとして、個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、請求人に通知した。

### 3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和2年4月21日付けで、本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、令和2年7月21日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

### 5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、令和2年9月17日付けで反論書を作成し、その副本を実施機関に提出した。

### 6 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県個人情報保護審議会（以

下「審議会」という。)に対して、令和2年10月2日、本件審査請求に係る事案(以下「本件事案」という。)の諮問を行った。

## 7 意見書の提出

実施機関は、条例第33条第4項の規定に基づく審議会からの求めに応じて、令和3年3月17日付けで意見書を作成し、審議会に提出した。

また、請求人は、条例第33条第4項の規定に基づく審議会からの求めに応じて、実施機関が提出した上記意見書に対する意見書を令和3年4月1日付けで作成し、審議会に提出した。

## 第3 請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分は、取り消されるべきであり不服であるので審査を請求する。

### 2 審査請求の理由

請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

#### (1) 審査請求書・反論書

西部児童相談所は条例第13条第2号、第3号、第7号ハ及び第8号を理由に関係書面のほとんどの部分を非開示としているが、以下のとおり各条項が認めている非開示の範囲を著しく逸脱しており、個人情報開示制度を無意味にする違法な処分である。

##### ア 非開示情報の条例第13条第2号の該当性について

本児の様子や本児が過去に被った虐待の事実、児童相談所のとった措置や児童相談所の確認した事実等のみでは通告者の特定は不可能であり、通告内容の一部を抹消すれば通告者の特定は避けることができる。

##### イ 非開示情報の条例第13条第3号の該当性について

「特定の個人を識別することができる場合」でなければ、本人以外の情報であっても開示できるはずである。

単に本人以外の個人名が挙げられているだけで、本人以外の情報として全てを非開示にする必要はない。多くの場合、その個人名を抹消すれば個人を秘匿できることが多いと思われる。

本児の〇〇の言動は、本児にとって重要な情報であり、形式的には条例第13条第3号に該当するが、例外的に開示すべきである。

当該個人が公務員であれば、原則として開示するとの説明は正しいが、現実にはそれらに当たるとして開示されているものはほとんどない。

##### ウ 非開示情報の条例第13条第7号ハの該当性について

請求者本人や公務員の情報については、条例第13条第7号ハに該当せず、同号ハの解釈として、「これらに類する評価または判断を伴う一切の事務」

を拡大して解釈することは許されない。

同号ハの「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」という規定も、問題となる事実が、典型的に、明らかに事業遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに限られるが、事業遂行にどのように支障があるのかが明らかにされていない。児童相談所が行った評価、判断について全て開示されないという実施機関の解釈は誤っている。

請求人及び本児は、現在県外に在住しているため、本児が群馬県の児童相談所に係属することはなく、群馬県内の児童相談所の業務に支障が生じるおそれはない。

実施機関は、児童相談所と関係者及び関係機関とのやり取りは守秘義務が課せられているとして、同号ハを根拠に全て非開示にしているが、そのように解釈することはできない。実施機関のような解釈をとれば、およそ、当事者には何も知らされないに等しく、情報開示制度の存在意義が失われる。

#### エ 非開示情報の条例第13条第8号の該当性について

本人が未成年者で法定代理人により開示請求をする場合に、本人の利益に反するという事例は極めて例外的である。本人が開示を求めているのは、開示が本人の利益になる、少なくとも不利益にならないからこそ開示請求をしているのである。

児童相談所の措置や職員の発言や意見などが、開示されても本人の利益に反するなどとは考え難い。

#### (2) 意見書

令和3年3月17日付けの実施機関の意見書については、従来の児童相談所の意見をそのまま述べたにすぎず、既に提出した反論書で反論済みである。

同意見書記載の児童票〇〇頁の「〇〇」の部分については、審査請求書7頁21項の理由により開示されるべきである。

### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書、実施機関の口頭での説明（以下「口頭説明」という。）及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

#### 1 弁明書

##### (1) 本件開示請求に係る個人情報の特定について

西部児童相談所における〇〇の児童票（〇〇頁）を開示請求にかかる個人情報として特定した。

##### (2) 本件個人情報の一部を開示しない理由の再検討結果について

本件個人情報について、弁明書上、各非開示部分を非開示理由ごとに6区分し、以下のとおりそれぞれの該当性について主張した。

##### ア 区分1における条例第13条第2号の該当性について

(ア) 区分1の非開示部分には、通告者に関する情報や、通告者が話した内容を記載している。

(イ) 児童虐待の防止等に関する法律第7条（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）において、「当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない」と通告者の秘匿について規定されており、児童虐待の場合、通告者の氏名に限らず、通告内容を開示することによっても通告者と虐待を行っている者との関係性等が明らかとなり、通告者の特定は可能であると考えられる。

(ウ) 以上から、当該情報は通告者を特定させる情報であり、条例第13条第2号に該当する。

イ 区分2における条例第13条第3号の該当性について

(ア) 区分2の非開示部分には、本人以外の個人に関する情報を記載している。

(イ) 本件請求は、未成年者である本人に代わって法定代理人からなされているため、本人以外の個人に関する情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であると考えられる。

(ウ) 以上から、当該情報については条例第13条第3号に該当する。

ウ 区分3における条例第13条第7号ハの該当性について

(ア) 区分3の非開示部分には、本児及び保護者に関して、関係機関や関係者から聴取した内容を記載している。

(イ) 同号ハでは、個人の指導、選考、判定、診断その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は非開示とすることを定めたものである。

指導、選考、判定、診断等に関する個人情報のほか、これらに類する個人に対する評価又は判断を伴う一切の事務又は事業に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務又は事業を実施する意味を喪失する場合や当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、これに該当する。

(ウ) 児童相談所と関係者及び関係機関とのやりとりについては、守秘義務が課せられており、第三者には開示されないという前提の下、事実のみならず関係者や関係機関の所感等について率直な意見交換がなされている。これらの情報が開示されると、関係者及び関係機関が児童相談所の調査に対して消極的な対応を行う等、関係機関からの円滑な情報提供が妨げられるおそれがある。また、児童相談所職員が今後児童票を作成するに当たり、児童や保護者の意向、関係機関との関係を考慮するあまりに、記載内容が消極化、形骸化し、一貫性のある援助を実施することが困難になるおそれがある。

(エ) 以上から、当該情報については、条例第13条第7号ハに該当する。

エ 区分4における条例第13条第7号ハの該当性について

(ア) 区分4の非開示情報には、児童相談所が該当すると判断した援助内容の区分や方向性を記載している。

(イ) 当該情報を開示した場合、請求者や本人との間に誤解や認識の相違を生

じさせ今後の相談援助活動に支障を来すおそれや、児童相談所職員が保護者や児童の意向を考慮するあまり、適切な評価、判断を行うことができなくなる可能性がある。

(ウ) 児童相談所が評価、判断するにあつては、守秘義務を前提として行った調査結果等を含めて総合的に判断して行われるものである。当該情報を開示した場合、児童相談所に対する関係機関の信頼が失われるとともに、関係機関などの連携に支障を来すおそれがある。

(エ) 以上から、当該情報については、条例第13条第7号ハに該当する。

オ 区分5における非開示情報の条例第13条第8号の該当性について

(ア) 区分5の非開示情報には、本人に関する情報で、開示することが社会通念上本人の利益に反すると考えられる情報が記載されている。

(イ) 本件請求は、未成年である本人に代わって法定代理人からなされている。当該情報は、開示することにより、非開示部分に記載された本人の言動を含む様々な情報を知ることになり、未成年者の利益に反する可能性がおそれがある。

(ウ) 以上から、当該情報については、条例第13条第8号に該当する。

カ 区分6における開示の判断について

(ア) 区分6の非開示情報には、児童相談所職員の氏名の記載や確認印が押印されている。

(イ) 本件請求の決定時は当該個人が公務員であっても、その職の種別から当該公務員の個人の権利利益を侵害するおそれがあると考え、開示・非開示を分けて判断を行った。

(ウ) しかし、再検討の結果、当該公務員の個人の権利利益を侵害するおそれは低いため、当該部分については開示することが適当と判断した。

## 2 口頭説明

各非開示部分の非開示決定を行った理由を弁明書上の区分と同様の区分ごとに説明した。

### (1) 区分1における条例第13条第2号の該当性について

ア 児童虐待防止法第6条で児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村や児童相談所等に通告しなければならないと通告義務が規定され、児童虐待防止法第7条で児童虐待の通告を受けた場合において、当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならないと通告者の秘匿について規定されている。

イ 通告者の秘匿については徹底した対応を行っており、虐待を行った保護者だけではなく、児童本人やその家族についても、通告者を伝えることは基本的にはない。

### (2) 区分2における条例第13条第3号の該当性について

〇〇などの家族の情報についても本児以外の個人に関する情報に含まれる

との考えから、当該情報については非開示とした。

(3) 区分3における条例第13条第7号ハの該当性について

区分3については、仮に開示請求によって関係機関からの情報が開示されることになれば、守秘義務の下、第三者にはこれらの情報は開示されないとの前提が覆されることになる。それにより、関係機関が加害者からの逆恨みを恐れ、児童相談所への情報提供に消極的になるなど、関係機関から迅速に十分な情報収集をすることが困難となり、児童相談所が正確なアセスメントを行い子どもにとって最善の児童虐待対応をすることができないなど適正な業務の遂行に支障が生じるおそれがある。

(4) 区分4における条例第13条第7号ハの該当性について

ア 区分4については、当該情報を開示した場合、児童相談所が児童や保護者を考慮するあまり、適切な評価、判断、記録を行うことができなくなる可能性がある。

イ 関係機関から情報を取得し、その集大成として児童相談所が最終的な判断等をしているため、児童相談所の判断等が開示されることで、関係機関の信頼を喪失するおそれがある。

ウ 児童相談所がどのように物事を決めているかの情報を開示した場合、開示請求者等との間に誤解や認識の相違等が生じるため、今後の相談援助活動業務に支障が生じる。

エ 請求人は県外に居住する本児が群馬県内の児童相談所に係属することはないため業務に支障はないと主張するが、本児が将来的に群馬に戻り県内の児童相談所と関わりを持つ可能性は否定できない。

(5) 区分5における条例第13条第8号の該当性について

非開示情報は本児に関する記載であるが、代理人である〇〇に開示されることにより本児の不利益になることは明らかであると考えられることから、条例第13条第8号に該当する。

### 3 意見書

(1) 意見について

児童票〇〇頁「〇〇」のうち、「〇〇」の部分における非開示部分について、非開示理由として条例第13条第7号ハを追加する。

(2) 意見の理由について

ア 非開示部分には、当該児童及び保護者に関して、関係機関や関係者から聴取した内容が記載されているが、児童相談所とこれら関係機関とのやりとりは開示されないという前提の下、行われるものである。

イ これらの情報が開示されると、関係機関からの円滑な情報提供が妨げられるおそれがあり、迅速な情報提供を必要とする児童相談所における相談業務の適正な遂行に支障を来すおそれがある。さらに、児童相談所職員が今後児童票を作成するに当たり、児童や保護者の意向、関係機関との関係を

考慮するあまりに、記載内容が消極化、形骸化し、一貫性のある援助を実施することが困難となるおそれがある。

ウ 以上から、当該情報は条例第13条第7号ハに該当するため、非開示理由として追加した。

## 第5 審議会の判断

### 1 本件請求に係る個人情報について

- (1) 本件請求に係る個人情報は、「西部児童相談所における、〇〇に関する平成〇〇年〇〇月〇〇日以降の児童記録及び支援記録、その他一切の資料（同資料には平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇に〇〇が入院して以降の同人に対する同相談所の対応が記載されている。）」に記録された個人情報である。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る個人情報を本件個人情報と特定した上で、その一部について、条例第13条第2号、第3号、第7号ハ及び第8号に該当するとして非開示とする本件処分を行ったところ、請求人は、本件処分が取り消されることを求めている。
- (3) これに対して、実施機関は、諮問に当たり、本件処分における非開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、条例第13条第2号、第3号、第7号ハ及び第8号に該当し、非開示を維持することから、当審議会において本件個人情報を見分した結果を踏まえ、実施機関がなお非開示とすべきとしている部分について、別表に掲げるとおり、本件非開示情報を1から5までに区分し、以下、非開示情報該当性を検討する。

### 2 児童相談業務等について

#### (1) 児童相談所について

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第2条第3項は、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定し、同法第12条第1項で都道府県が児童相談所を設置する義務を定め、同条第2項において児童相談所の主たる業務を定めている。

イ また、群馬県における児童相談所は、群馬県地域機関設置条例（平成16年群馬県条例第65号）第5条に基づき設置され、群馬県行政組織規則（昭和32年群馬県規則第71号）第57条に基づき、児童福祉法第12条に規定された業務を行う。

#### (2) 児童票について

児童票は、群馬県児童福祉法施行細則（昭和42年群馬県規則第26号）第35条第2項に基づき、児童相談所長が備える帳簿であり、必要な事項を記載しておくものである。

#### (3) 児童相談業務について

- ア 児童相談所の運営及び活動については、地域の実情に即した児童相談所の適切な運営及び相談援助活動の円滑な実施に資するよう、平成2年に厚生労働省において「児童相談所運営指針」（以下「指針」という。令和2年12月28日付けで改定）が定められ、都道府県知事あて通知された。
- イ 指針において、児童相談所の設置目的は、「市町村と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること」とされ、「児童相談所における相談援助活動は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭等を援助することを目的とし、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき行われる。このため、常に子どもの最善の利益を優先して考慮し、援助活動を展開していくことが必要である」とされている。また、「虐待などに対する相談援助活動については、幅広い関係機関の参画と相互の連携が重要であり、日頃から関係機関間との意思疎通を十分に図っておく」とこととされ、さらに、「子どもや家庭をめぐる問題は複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応、子どもや家庭に対するきめ細かな支援が重要となっている。そのためには、児童相談所の有する機能等のほか、市町村（支援拠点を含む。）、子育て世代包括支援センター、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、児童福祉施設、児童委員、児童家庭支援センター等福祉分野の機関のみならず、医療機関、保健所、精神保健福祉センター、市町村保健センター、家庭裁判所、学校、教育委員会、警察、人権擁護委員、民間団体等種々の分野の機関とも連携を図るとともに、各機関とのネットワークを構築して、その活用を図ることが必要である」とされている。

### 3 条例の定めについて

#### (1) 条例第13条第2号について

条例第13条第2号は、「法令等の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、開示することができないとされているとき」には、開示請求に係る個人情報情報を非開示とする旨規定している。

#### (2) 条例第13条第3号について

ア 条例第13条第3号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるとき（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるときを含む。）若しくは当該情報に開示請求者以外の個

人識別符号が含まれるとき又は当該情報により開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとき」には、開示請求に係る個人情報に非開示とする旨規定している。

イ また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等の氏名を開示することにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合又はそのおそれがあると認めて実施機関が定める職にある公務員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するときであっても、当該情報を開示しなければならない旨規定している。

(3) 条例第13条第7号ハについて

条例第13条第7号は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する個人情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」として、「ハ 個人の指導、選考、判定、診断その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるときには、開示請求に係る個人情報に非開示とする旨規定している。

(4) 条例第13条第8号について

条例第13条第8号は、「本人に代わって未成年者等の法定代理人又は本人の委任による代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが本人の利益に反すると認められるとき」には、開示請求に係る個人情報に非開示とする旨規定している。

4 非開示情報該当性について

(1) 別表の「開示すべき部分」に掲げる部分について

ア 本件非開示情報2について

(ア) 本件非開示情報2のうち、本件個人情報の〇〇頁における2行目8文字目は、本児の親族であることを表す続柄の記載であり、児童虐待に係る通告者を特定させる情報であるとは認められない。一方、条例第13条第3号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるときに該当するが、当該情報を含む一文の記載は、本児自身の経験に関する内容であり、本児にとって当然に既知の情報であると認められる。

(イ) したがって、当該部分は、条例第13条第2号に該当せず、慣行として本児が知ることができる情報であることから、同条第3号ただし書イに該当し、開示すべきである。

イ 本件非開示情報3について

(ア) 条例第13条第7号ハ該当性について

- a 本件非開示情報3のうち、本件個人情報の〇〇頁「〇〇」の箇所における3行目ないし6行目には、本児の主治医が児童相談所と面会した際に発言した内容の要旨が記載されている。当該情報は、本児の健康状態や治療の経過に係る客観的な事象又は事実であると認められ、発言者が医師であることが開示されていることをも考慮すれば、本児は承知している内容であり、かつ、通常一般に想定され得る内容でもあるといえ、当該情報を開示しても、関係機関からの円滑な情報提供が妨げられ、児童相談所における相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや、児童相談所の職員が今後児童票を作成するに当たり、児童や保護者の意向、関係機関との関係を考慮するあまりに、記載内容が消極化、形骸化し、一貫性のある援助を実施することが困難となるおそれがあるとは認められない。
- b したがって、当該部分は、条例第13条第7号ハに該当せず、開示すべきである。

(イ) 条例第13条第3号及び第7号ハ該当性について

- a 本件非開示情報3のうち、本件個人情報の〇〇頁「〇〇」の箇所における1行目2文字目ないし4文字目及び15文字目ないし19文字目は、児童相談所が架電した特定の行政機関及び内容の記載であり、〇〇頁「〇〇」の箇所における1行目2文字目ないし11文字目及び「〇〇」の箇所における1行目2文字目ないし12文字目は、児童相談所が架電した特定の行政機関の記載であり、いずれも本児以外の個人に関する情報に該当するとは認められない。また、「〇〇」の箇所における1行目13文字目ないし16文字目は、公務員の職及び氏名の記載であり、条例第13条第3号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるときに該当するが、当該情報は、公務員等の職務の遂行に係る情報であり、かつ、本件処分で既に同一の記載が開示されていることから、当該情報を開示することにより、当該公務員の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとは認められず、条例第13条第3号ただし書ハに該当する。
- b さらに、当該部分は、本件処分で既に開示されている内容と密接に関連し、推認できる情報であり、これらの情報を開示しても、関係機関からの円滑な情報提供が妨げられ、児童相談所における相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや、児童相談所の職員が今後児童票を

作成するに当たり、児童や保護者の意向、関係機関との関係を考慮するあまりに、記載内容が消極化、形骸化し、一貫性のある援助を実施することが困難となるおそれがあるとは認められない。

- c したがって、当該部分は、条例第13条第3号に該当せず、又は同号ただし書ハに該当し、かつ、同条第7号ハに該当しないため、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 本件非開示情報1（2号、2号のみ）について

(ア) 当該部分には、児童虐待に係る通告をした者の名及び当該通告者から児童相談所が聴取した通告等に関する情報が記載されている。

(イ) 児童虐待防止法第7条では、児童虐待を通告しようとする者が、虐待を行っている保護者等に対して通告をしたことが漏れることにより通告を躊躇するおそれがあることから、当該通告を受けた職員等は、当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない旨が規定されており、当該職員等には、同条による守秘義務が課せられているといえる。ここでいう「当該通告をした者を特定させるもの」とは、通告をした者の氏名や住所のみならず、通告のあった時間や当該虐待を目撃した時間や場所等、児童虐待をしている保護者等がその情報を知った場合に通告した者を特定し得る情報も含むものと解される。

(ウ) したがって、当該部分は、児童虐待防止法第7条における通告者を特定させる情報であると認められることから、条例第13条第2号に該当し、同条第3号について判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

イ 本件非開示情報2（3号、3号のみ）について

(ア) 当該部分には、本児以外の個人に関する情報が記載されており、当該情報は、条例第13条第3号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する個人情報であって、特定の個人を識別することができるときに該当し、また、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、さらに、当該部分は、一体として条例第14条第2項の「氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分」に該当することから、部分開示の余地もない。

(イ) したがって、当該部分は、条例第13条第3号に該当し、同条第2号及び第7号ハについて判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

ウ 本件非開示情報3（7号A、7号Aのみ）について

(ア) 当該部分には、児童相談所の職員が、関係者又は関係機関（以下「関係機関等」という。）から聞き取りにより得た本児及びその親族等の状況に関する情報、関係機関等による所見、評価、判断等に関する情報、こ

れらに関する相互のやり取り、当該関係者の氏名及び関係機関の名称等が相当程度具体的に記載されている。

- (イ) 児童相談所は、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として設置されており、当該目的及び児童福祉法第2条第3項が定める地方公共団体の責務を果たすべく、児童相談所がその所掌する事務又は事業を適正に遂行するためには、児童及びその保護者の状況や養育環境等に係る情報を十分に収集し、正確な評価を行うこと、さらに、幅広い関係機関等と連携し、日頃から意思疎通を十分に図っておくことが求められることから、児童相談所においては、児童及びその保護者等のみならず、関係機関等との信頼関係を構築することが不可欠であるといえる。
- (ウ) 実施機関の口頭説明によれば、関係機関等から種々の情報を収集する際には、通常、当該情報及びやり取りに関する記録は開示されないことを前提としている旨を伝達した上で聞き取りを行っているとのことであり、これに反して当該情報が児童本人又はその法定代理人に開示されることとなれば、関係機関等の信頼を損なうおそれがある。また、児童本人又はその法定代理人に開示されることを前提とすると、関係機関等において、自らが提供した内容が同人に伝わることで、同人からの逆恨みや反発を受けること等をおそれて正確かつ十分な情報を提供することを拒むこととなるおそれがある。さらに、そうした事態を避けるため、児童相談所において、関係機関等からの児童票に記載すべき必要な情報の聴取や率直な意見交換等を行う場合にあっては、当該事実に関する記載内容が消極化、形骸化するおそれがある。
- (エ) 上記(ウ)の事情からすると、当該部分を開示した場合、児童相談所において、情報の提供を受けるべき関係機関等の適切な協力を得られなくなり、かつ、相談援助活動の適正な遂行に必要な情報の聴取又は記録が困難となるおそれがあることから、児童相談所が行う個人の指導、選考、判定、診断その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
- (オ) したがって、当該部分は、条例第13条第7号ハに該当し、同条第3号及び第8号について判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

#### エ 本件非開示情報4(7号B)について

- (ア) 当該部分には、児童相談所が該当すると判断した援助内容の区分が記載されており、単なる事実の記載ではなく、児童相談所が行った評価、判断等に該当する情報であると認められる。
- (イ) 地方公共団体においては、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健

やかに育成する責任を負うとされていること（児童福祉法第2条第3項）に照らせば、前述のとおり、児童相談所にとって、児童及びその保護者等との信頼関係を構築することが不可欠であるといえる。

(ウ) この点につき、児童相談所が行った評価、判断等の内容は、児童及びその保護者等の認識と必ずしも一致するものではないことからすると、その内容が開示されると、児童相談所と児童及びその保護者等との間に誤解やあつれきが生じ、児童及びその保護者等の信頼を損なうおそれがある。

(エ) 上記(ウ)の事情からすると、当該部分を開示した場合、児童相談所において、児童及びその保護者等の適切な理解及び協力を得られなくなり、かつ、相談援助活動の適正な遂行に必要な情報の聴取が困難となるおそれがあることから、児童相談所が行う個人の指導、選考、判定、診断その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(オ) したがって、当該部分は、条例第13条第7号ハに該当し、非開示とすることが妥当である。

オ 本件非開示情報5(8号)について

(ア) 当該部分には、本人に関する情報が記載されている。

(イ) 実施機関からの提出書類を見分し、口頭説明を受けたところ、当該部分を法定代理人である〇〇に開示することによって本人の利益に反するとの実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められず、またこれを覆す事情も認められない。

(ウ) したがって、当該部分は、条例第13条第8号に該当し、非開示とすることが妥当である。

## 5 条例第14条の2該当性について

(1) 請求人は、児童票〇〇頁「〇〇」の非開示部分に本児の〇〇の言動が記載されていると想定し、当該非開示部分は本児にとって重要な情報であり、形式的には条例第13条第3号に該当するが、例外的に開示すべきである旨主張する。そこで、必ずしもその趣旨が明確ではないものの、条例第14条の2に規定する裁量的開示を求めているとの趣旨に解し、同条該当性について検討する。

(2) 条例第14条の2は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示できる旨を定めている。開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合には、原則としてこれを開示しないが、個々の事例における特殊な事情によっては、非開示とすることの必要性が認められる場合であっても、開示することによる利益が非開示とすることによる利益に優越すると認められる場合があり得ることは否定できないことから、同条は、このような場合について、実施機関の高度の行政的判断により

開示することができるものとするものと解される。

- (3) 同条に基づき開示請求者本人以外の個人情報を開示する場合には、当該個人の人格的な権利利益を侵害しないように格別に慎重な配慮が必要である。
- (4) しかしながら、当該非開示部分については、両当事者の主張を見分するに、これを開示しないことにより保護される利益を上回る、個人の権利利益を保護するための特段の必要があるとは認められないことから、実施機関が裁量的開示を行わなかったことについて、裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

#### 6 請求人のその他の主張について

請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審議会の上記判断を左右するものではない。

#### 7 本件処分 of 妥当性について

以上のことから、本件請求に係る個人情報につき、本件個人情報を特定し、その一部を条例第13条第2号、第3号、第7号ハ及び第8号に該当するとして非開示とした決定については、実施機関が同条第2号、第3号、第7号ハ及び第8号に該当するとして、なお非開示とすべきとしている部分のうち、別表の「開示すべき部分」に掲げる部分は、同条第2号、第3号、第7号ハ及び第8号のいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条第2号、第3号、第7号ハ及び第8号に該当すると認められるので、非開示とすることが妥当であると判断した。

#### 8 結論

よって、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査の経過

当審議会の処理経過は、以下のとおりである。

### 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 2年10月 2日	諮問
令和 2年11月10日 (第92回 審議会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和 2年12月14日 (第93回 審議会)	審議 (実施機関の口頭説明)
令和 3年 1月25日 (第94回 審議会)	審議

令和 3年 2月 8日 (第95回 審議会)	審議
令和 3年 3月 9日 (第96回 審議会)	審議
令和 3年 4月 22日 (第97回 審議会)	審議
令和 3年 6月 14日	答申